

アットホーム福岡 短期入所生活介護 料金表

当ホームは、「併設型ユニット型短期入所生活介護」のサービス事業者として、福岡県から指定を受けて介護サービスを提供します。介護保険自己負担金は介護保険法ほか関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用いたします。

令和4年10月1日現在のご利用料金につきましては、下記の通りとなっておりますが、今後も当施設の施設基準によって、若干の変更がある可能性もございます。

●1割負担の場合

(単位:円)

要介護度		1	2	3	4	5
①併設型ユニット型短期入所生活介護 I (1日)		735	806	884	958	1030
②夜勤職員配置加算Ⅳ(1日)				22		
③サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1日)				23		
④機能訓練体制加算(1日)				13		
⑤生活機能向上連携加算(1月)※適用時のみ				211		
⑥若年性認知症受入加算 ※適用時のみ				127		
⑦緊急短期入所受入加算 ※適用時のみ				95		
⑧認知症行動・心理症状緊急対応加算 ※適用時のみ				211		
⑨療養食加算(1食)※適用時のみ				9		
⑩送迎加算(片道)(1回)※送迎時のみ				195		
⑪介護職員処遇改善費加算Ⅰ(1日)		65	72	78	84	90
⑫特定介護職員処遇改善費加算Ⅰ(1日)		21	23	25	27	30
⑬介護職員等ベースアップ等支援加算(1日)		14	16	17	18	19
食費 (1日)	第1段階	300				
	第2段階	600				
	第3段階①	1,000				
	第3段階②	1,300				
	第4段階	1,445				
居住費 (1日)	第1段階	820				
	第2段階	820				
	第3段階①②	1,310				
	第4段階	2,006				

※上記①～④・⑪⑫の加算適用時の合計

合計金額 (1日)	第1段階	2,013	2,095	2,182	2,265	2,347
	第2段階	2,313	2,395	2,482	2,565	2,647
	第3段階①	3,203	3,285	3,372	3,455	3,537
	第3段階②	3,503	3,585	3,672	3,755	3,837
	第4段階	4,344	4,426	4,513	4,596	4,678

【特定入所者介護サービス費(食費と居住費)の減額対象者】

第1段階	・生活保護、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で合計所得＋年金収入額が80万円以下
第3段階①	・世帯全員が市民税非課税で合計所得＋年金収入額が80万円超120万円以下
第3段階②	・世帯全員が市民税非課税で合計所得＋年金収入額が120万円を超える方
第4段階	・課税世帯で、第2・第3段階に属さない方

▼その他、実費負担として必要になる費用

理美容代、レクリエーション材料費、日用品費、医療費(医療保険適用)

アットホーム福岡 短期入所生活介護 料金表

当ホームは、「併設型ユニット型短期入所生活介護」のサービス事業者として、福岡県から指定を受けて介護サービスを提供します。介護保険自己負担金は介護保険法ほか関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用いたします。

令和4年10月1日現在のご利用料金につきましては、下記の通りとなっておりますが、今後も当施設の施設基準によって、若干の変更がある可能性もございます。

●2割負担の場合

(単位:円)

要介護度		1	2	3	4	5
①併設型ユニット型短期入所生活介護 I (1日)		1469	1612	1768	1916	2060
②夜勤職員配置加算Ⅳ(1日)				43		
③サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1日)				46		
④機能訓練体制加算(1日)				26		
⑤生活機能向上連携加算(1月)※適用時のみ				423		
⑥若年性認知症受入加算※適用時のみ				254		
⑦緊急短期入所受入加算※適用時のみ				190		
⑧認知症行動・心理症状緊急対応加算※適用時のみ				423		
⑨療養食加算(1食)※適用時のみ				17		
⑩送迎加算(片道)(1回)※送迎時のみ				389		
⑪介護職員処遇改善費加算Ⅰ(1日)		131	143	156	169	180
⑫特定介護職員処遇改善費加算Ⅰ(1日)		42	46	51	55	59
⑬介護職員等ベースアップ等支援加算(1日)		27	32	34	36	38
食費 (1日)	第1段階			300		
	第2段階			600		
	第3段階①			1,000		
	第3段階②			1,300		
	第4段階			1,445		
居住費 (1日)	第1段階			820		
	第2段階			820		
	第3段階①②			1,310		
	第4段階			2,006		

※上記①～④・⑪⑫の加算適用時の合計

合計金額 (1日)	第1段階	2,904	3,068	3,244	3,411	3,572
	第2段階	3,204	3,368	3,544	3,711	3,872
	第3段階①	4,094	4,258	4,434	4,601	4,762
	第3段階②	4,394	4,558	4,734	4,901	5,062
	第4段階	5,235	5,399	5,575	5,742	5,903

【特定入所者介護サービス費(食費と居住費)の減額対象者】

第1段階	・生活保護、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で合計所得＋年金収入額が80万円以下
第3段階①	・世帯全員が市民税非課税で合計所得＋年金収入額が80万円超120万円以下
第3段階②	・世帯全員が市民税非課税で合計所得＋年金収入額が120万円を超える方
第4段階	・課税世帯で、第2・第3段階に属さない方

▼その他、実費負担として必要になる費用

理美容代、レクリエーション材料費、日用品費、医療費(医療保険適用)

アットホーム福岡 短期入所生活介護 料金表

当ホームは、「併設型ユニット型短期入所生活介護」のサービス事業者として、福岡県から指定を受けて介護サービスを提供します。介護保険自己負担金は介護保険法ほか関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用いたします。

令和4年10月1日現在のご利用料金につきましては、下記の通りとなっておりますが、今後も当施設の施設基準によって、若干の変更がある可能性もございます。

●3割負担の場合

(単位:円)

要介護度		1	2	3	4	5
①併設型ユニット型短期入所生活介護 I (1日)		2203	2418	2652	2874	3089
②夜勤職員配置加算Ⅳ(1日)				64		
③サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1日)				70		
④機能訓練体制加算(1日)				38		
⑤生活機能向上連携加算(1月)※適用時のみ				634		
⑥若年性認知症受入加算※適用時のみ				380		
⑦緊急短期入所受入加算※適用時のみ				285		
⑧認知症行動・心理症状緊急対応加算※適用時のみ				634		
⑨療養食加算(1食)※適用時のみ				26		
⑩送迎加算(片道)(1回)※送迎時のみ				583		
⑪介護職員処遇改善費加算Ⅰ(1日)		196	215	234	253	269
⑫特定介護職員処遇改善費加算Ⅰ(1日)		63	70	76	82	89
⑬介護職員等ベースアップ等支援加算(1日)		41	47	51	54	57
食費 (1日)	第1段階			300		
	第2段階			600		
	第3段階①			1,000		
	第3段階②			1,300		
	第4段階			1,445		
居住費 (1日)	第1段階			820		
	第2段階			820		
	第3段階①②			1,310		
	第4段階			2,006		

※上記①～④・⑪⑫の加算適用時の合計

合計金額 (1日)	第1段階	3,795	4,042	4,305	4,555	4,796
	第2段階	4,095	4,342	4,605	4,855	5,096
	第3段階①	4,985	5,232	5,495	5,745	5,986
	第3段階②	5,285	5,532	5,795	6,045	6,286
	第4段階	6,126	6,373	6,636	6,886	7,127

【特定入所者介護サービス費(食費と居住費)の減額対象者】

第1段階	・生活保護、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で合計所得＋年金収入額が80万円以下
第3段階①	・世帯全員が市民税非課税で合計所得＋年金収入額が80万円超120万円以下
第3段階②	・世帯全員が市民税非課税で合計所得＋年金収入額が120万円を超える方
第4段階	・課税世帯で、第2・第3段階に属さない方

▼その他、実費負担として必要になる費用

理美容代、レクリエーション材料費、日用品費、医療費(医療保険適用)